二十五、東光開発株式会社に対する件

昭和四十年(排)第四号

排除命令

東京都千代田区神田司町一丁目二十三番地

東光開発株式会社

右代表者 代表取締役 宇塚由勝

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、東光開発株式会社は、昭和三十九年十月二十三日から同月二十七日までを受付期間とする住宅用地の取引に関する新聞折り込のビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(一)千葉県船橋市古和釜町五百九十三番地の二および同市大穴町九百六十九番地所在の住宅用地のそれぞれについて、(イ)国鉄総武線船橋駅から徒歩七分の駅前商住地ではないこと、(ロ)当該住宅用地の周囲には高級住宅、アパート、商店は密集しておらず、また、当該住宅用地から最寄りの小・中学校までは徒歩二分の距離ではないこと、(二)千葉県船橋市古和釜町五百九十三番地の二所在の住宅用地の地目は山林ではなく農地であつて水道、ガス、排水施設工事は行なわれていないことを広告しなければならない。この広告につ

いては、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合においては、当委員会は、この広告について指示するものとする。

二、同社は、今後、住宅用地の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

東光開発株式会社（以下「東光開発」という。）は、肩書地に事務所を置き、宅地建物取引業法に基づき、東京都知事の登録を受けて、住宅建物取引業を営む事業者である。

東光開発は、昭和三十九年十月二十三日から二十七日までを受付期間とする住宅用地の取引について、同月二十二日および二十四日に、ビラ（別添写）約六十万枚を新聞販売店を通じて、毎日新聞および読売新聞に折り込んで東京都中央区ほか都内六区および千葉県内のこれら新聞の購読者である一般消費者に配布した。

このビラにより、東光開発は、あたかも、同社が取引しようとする住宅用地は、国鉄総武線船橋駅から徒歩七分の駅前商住地にあつて、地目は山林で周囲は高級住宅、アパート、商店が密集し、最寄りの小・中学校までは徒歩二分のところであり、水道、ガス、排水施設は完備しているかのごとく表示している。

しかるに、同社が取引しようとする住宅用地は、千葉県船橋市古和釜町五百九十三番地の二（以下「古和釜町」という。）および同市大穴町九百六十九番地（以下「大穴町」という。）にあるが、いずれも国鉄総武線船橋駅から徒歩七分の駅前商住地ではなく、古和釜町

所在の住宅用地は、最寄駅である新京成電鉄高根木戸駅から徒歩約二十五分（約二キロメートル）、大穴町所在の住宅用地は、最寄駅である同電鉄滝不動駅から徒歩約十五分（約一・三キロメートル）の地点にある。また、当該住宅用地の周囲は、いずれもほとんど山林と農地で占められており、高級住宅、アパート、商店は密集しておらず、小・中学校も徒歩二分の距離にはない。さらに、古和釜町所在の住宅用地の地目は農地であり、水道、ガス、排水施設の工事は行なわれていない。

よつて、東光開発は、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、東光開発の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号に該当し、同条の規定に違反する。

昭和四十年一年十二日

公正取引委員会

委員長　渡辺喜久造

委員　石井幸一

委員　佐久間虎雄

委員　菊池淳一

委員　崎谷武男

船橋駅で此の分譲地が見れます……駅よりゆっくりゆっくり歩いて正7分！

総武線 船橋駅北口横商住地分譲開始

12米舗装道路に面し、駅前商住地の真只中です

船橋で土地を御求めの方はお急ぎ下さい!!
こんな土地は船橋では二度と出ません
何はさておき先ず一見下さい

交通 東京駅より直通三十二分
復々線地下鉄工事着工

施設 水道、電気、電話ダイヤル 東京直通 ガス、排水、工事完全です

環境 周囲は高級住宅アパート商店が一パイです学校、小中とも歩いて二分

買物 肉屋、米、酒、果物、菓子、八百屋薬局その他買物は皆な目の前OK

地目 山林、建坪は七割です 平地です 日当最高

一区画 三〇万円 均一
特撰地でも 四五万円です
（分筆の都合上お一人様三〇坪以上御買上げ願います）

受付日 23・24・25・26・27

案内所 船橋駅北口前

駅から案内係一緒に時計に計りなり案内します。
御客様御自身の眼と足でしかとお確め下さい

詳しいチラシ御持参
交通方は交通費無料
サービス致します

東京都知事登録 (1)18450号
東光開発株式会社 TEL.(231)3961 3962 3827
東京都千代田区神田司町1—23